

一般財団法人足立区観光交流協会公式 Instagram におけるリポスト（一部引用投稿紹介）募集要項

この募集要項は、一般財団法人足立区観光交流協会（以下「協会」という。）の公式 Instagram におけるリポスト（以下「リポスト」という。）投稿の募集及び掲載にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

1 リポストの対象となる者及びアカウント

アカウントの保有者が次の（１）～（４）に記載する条件を全て満たし、かつ足立区の観光やまち歩き等のPRに寄与していると協会が判断したアカウントを対象とする。

- （１） 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に関与又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
- （２） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、足立区又は協会に対し、足立区又は協会に排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- （３） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配も若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者又は関与している者及び当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
- （４） この募集要項の全ての項目に同意する者であること。

2 リポストの対象から除外する投稿

次の（１）～（９）に該当する投稿は、リポストの対象から除外する。

- （１）著作権を侵害する投稿
- （２）不法行為や不当利得を伴う活動等の投稿
- （３）政治的思想や政治活動を伴う投稿
- （４）宗教の布教活動を伴う投稿
- （５）犯罪に結びつく投稿
- （６）公序良俗に反する投稿
- （７）特定のキャラクターやタレント、出版物の著作者等の権利に抵触する恐れのある投稿
- （８）個人、企業、団体などの誹謗中傷やプライバシーを侵害する投稿
- （９）他人の名義その他企業等の組織名を名乗ること等によるなりすましの投稿

3 リポストへの応募方法及び手順

- （１） リポストを希望する者（以下「応募者」という。）が保有する Instagram アカウントから協会公式アカウント（@adachikanko_official）をフォローする。
- （２） 応募者が保有する Instagram アカウントで「#アダチラブ」を付した記事を投稿する。
- （３） 応募者が保有する Instagram アカウントから協会公式アカウント（@adachikanko_official）のタ

グ付け又はメンション若しくは次の内容を DM で送信する。

リポストを希望する投稿のURL

連絡先電話番号及び担当者の氏名

4 投稿された文章・写真等の取扱い

- (1) 応募者が投稿した文章・写真等は、協会公式 Instagram アカウント及び Twitter、ホームページ等にリポストや転載する場合がある。
- (2) 応募者が投稿した文章・写真等の著作権は応募者にあるが、使用权は協会が有し、協会は観光・広報宣伝、プロモーション、展示等の目的で、新聞、雑誌、インターネット等の他、各種印刷物など、無償で使用する場合がある。
- (3) 投稿された写真等に肖像権等の第三者の権利侵害があった場合、協会は一切責任を負わない。作品に人物が写っている場合は、投稿前に被写体及び撮影者の方の許諾を得ること。また、応募者は自身の責任で投稿すること。

5 注意事項

- (1) Instagram を利用する際は、本募集要項の他、Instagram の利用規約を遵守すること。
- (2) 応募及び投稿に関わる通信及び接続費等の諸経費は、協会では負担しない。
- (3) 応募者の投稿に起因して協会が苦情等を受けた場合、当該苦情等の解決に要した費用は応募者負担となるので留意すること。
- (4) 記事を投稿したこと及び応募したことに起因するいかなる損失、負債、被害、費用弁償、その他の申し立てについて、協会は一切責任を負わない。
- (5) 応募者は協会公式 Instagram アカウントの運用、リポストする投稿の選考方法等に関して、一切異議申し立てを行わないものとする。
- (6) 協会は応募者の同意を得ることなく、本募集要項の内容を変更できるものとし、変更後の募集要項は方法の如何を問わず、協会が公表した時点で効力が生じるものとする。
- (7) 協会は応募者に予告なく、本募集要項に基づくリポストの応募期間を変更又は終了する場合がある。
- (8) 応募者が本募集要項に違反し、又は協会公式 Instagram アカウントの利用等に関連して協会、足立区、他の Instagram 利用者又はその他の第三者に損害を与えた場合、応募者はこれを自己の責任と費用負担により解決するものとする。
- (9) 本募集要項の解釈及び運用は日本法に準拠し、本募集要項及び協会公式 Instagram アカウントの利用に関する紛争は、他の合意がない限り、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 お問い合わせ

一般財団法人足立区観光交流協会

電話：03 - 3880 - 5853

FAX：03 3880 - 5769

Eメール：info@kanko-adachi.jp



あだち観光ネット